

平成20年度
東京都健全化判断比率
審査意見書

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

第3条第1項の規定により、平成20年度東京都健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成21年9月4日

東京都監査委員

相 川 博

同

三 原 將 嗣

同

三 栖 賢 治

同

筆 谷 勇

同

金 子 庸 子

第1 審査の概要

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の方法

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成21年8月10日から同年9月4日まで

第2 審査の結果

1 計数について

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、誤りのないものと認められる。

第3 健全化判断比率の状況

1 健全化判断比率の総括

法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

都における平成20年度の健全化判断比率は、表1のとおりであり、前年度と比較して実質公債費比率は3.2ポイント、将来負担比率は19.1ポイント減少している。

(表1) 健全化判断比率の状況

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
20	— (5.37%)	— (10.37%)	5.5% (25.0%)	63.8% (400.0%)
19	— (5.42%)	— (10.42%)	8.7% (25.0%)	82.9% (400.0%)
増(△)減	— (△0.05)	— (△0.05)	△3.2	△19.1

- (注) 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」にて記載。
2 ()内は、早期健全化基準値である。
3 早期健全化基準とは、地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準である。健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければならないと規定されている。
4 都の早期健全化基準値は、都が道府県と市区町村の両方の要素を持っていることから、道府県相当標準財政規模と市区町村相当標準財政規模に一定の率を乗じて算出する方法を取っているため、毎年基準値が変動する。

2 指標の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額(実質収支のマイナス)の標準財政規模に対する割合である。これにより、財政の規模に対する単年度の実質的な赤字額の割合を見ることができる。

算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等における実質収支に赤字額は生じていないため、引き続き当該比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、都の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合である。これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができる。

算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質収支に赤字額はなく、また、公営企業会計の資金にも不足額はないため、当該比率は引き続き算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（注）に対する割合（3か年平均）である。これにより、地方債の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの状況について見ることができる。

算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array}} \quad \text{(3か年平均)}$$

実質公債費比率の状況は表2のとおり、平成20年度は5.5%であり、前年度と比べて、3.2ポイント減少しており、早期健全化基準値（25%）より19.5ポイント下回っている。

(表2) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)	20年度	5.5%
	19年度	8.7%
	増(Δ)減	Δ3.2

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、都債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、公社及び損失補償している第三セクター等の負債など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（注）に対する割合である。これにより、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを見ることができる。

算定式は以下のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率の状況は表3のとおり、平成20年度は63.8%であり、前年度と比べて、19.1ポイントの減少となっており、早期健全化基準値（400%）より336.2ポイント下回っている。

(表3) 将来負担比率の状況

将来負担比率	20年度	63.8%
	19年度	82.9%
	増(△)減	△19.1

(注) 標準財政規模を基本とした額とは、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額をいう。

【用語説明】

・ 一般会計等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公営事業会計以外のものが該当する。

・ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる額

具体的には、

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰り出し金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ④一時借入金の利子

がこれにあたる。

・ 基準財政需要額算入額

地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する額。